寝たきり老人に対する訪問看護の実施に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年五月二十日

提出者

金子満

満広

議院議長前尾繁三郎殿

衆

寝 たきり 老 人 に 対 す る 訪 間 看 護 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る 質 間 主 意 書

人 П 構 成 \mathcal{O} 老 齢 化 が 進 行 し、 老 人 福 祉 対策 \mathcal{O} 強 化 は **V** > ょ 1 ょ 重要になつて V) る。 特に政 府 \mathcal{O} 調

査 によ れば三十二万人と言われ る寝たきり老 人は 更に増大す る傾向 に . あ り、 そ の 対 策 は、 緊急 たを

要すると考える。

以下、 寝たきり 老 人に対する政 府 0 施策 0) 強 化 にこ つい て、 見 解 を問 う t ので あ る。

政 府 は 現 在、 寝 た きり 老 人 対 策 とし て、 家 庭 奉 仕 員 \mathcal{O} 派 遣 日 常 生 活 用 具 \mathcal{O} 支 給 を実 施 L て

お り、 れ 5 0 施 策 は 寝 たきり 老 人、 その 家 族 0) 困 難 を 軽 減 す Ś た め、 層 強 化 さ れ な け れ ば

ならないと考える。

か し、 寝たきり 老 人 は 高齢者で 幾 **つ** ŧ \mathcal{O} 疾 病を併せもつとか、 適 切 な身 体 機 能 回 復 訓 練 を

必要とするなど、 特別 0 実態 が あ ý, 医 療 機 関 0 管理 0) もとにある看護 帰や 、その 他 0 専 門 家に

ょ る 日 常 的 な 看 護 が 必 要とされ て 7 る が、 現 在 0) 政 府 \mathcal{O} 寝 たきり老 人 に 対 す る施 策 で は

ような問題は解決されない。

入 院 病 院 \mathcal{O} 不 足、 老 人 ホ ム 0 不 足という事 態を併せ考えると、 右 \mathcal{O} 問 題 を 解 決するため、

寝 たきり老 人に 対す る訪問 看護を政 府の責任で早急に具体化すべ きであ ると考え る。

看 護 婦 \mathcal{O} 往 . 診 に つい て、 看 護 料 を正当に 評 価 するとか、 訪 問 看 護 12 0 ۲, て 玉 0 助 成 を行 う

とか、具体的な措置をとる考えはないか。

な お 政 府 は 看 護 婦 \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 往 診 に 0 7 て は、 医 師 法 上 \mathcal{O} 問 題 が あ るとし てい る が、 看 護 婦

は 療 養 上 \mathcal{O} 世 話 又 は 診 療 \mathcal{O} 補 助 をなす」ことがで きる 0 で あ り、 医 師 \mathcal{O} 指 導 0) ŧ と に 看 護 婦

が 訪 問 看 護 を行うこと は 法 律 上 間 題 は な *(*) と考えるがどうか。

住民 \mathcal{O} 強 1 要望 に より、 東大 和 市、 杉並 区 など幾 つ か 0) 自治 体 が 寝たきり 老 人の 対 策 とし

て、 訪 問 看 護 0 実施 を行つており、 東京都は都内の一 区 五市の自治体が * 実施 する訪 間 看 護 \mathcal{O}

施策に補助金を交付することを決めている。

当面、 寝たきり老人に対する施策として重要な施策と考えるが、 政府はこの施策を積極的に

評価し、 これを研究し、 補助金を交付するなどの措置を講ずる考えはない か。

右質問する。